



栃木県公報

令和元(2019)年
12月26日(木)
号 外
第 45 号

目 次

教育委員会

- 県立学校管理規則の一部改正..... 1
- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 3
- 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正..... 8

人事委員会

- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正..... 9
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 10
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正..... 17

教育委員会

栃木県教育委員会規則第四号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和二十二年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
別表第一 栃木県立宇都宮工業高等学校の項を次のように改める。

栃木県立宇都宮工業高等学校	宇都宮市雀宮町52番地	全日制	男女	工業	機械	機械システム系
					電子機械	
					電気	電気情報システム系
					電子情報	
					建築デザイン	環境建設システム系
					環境設備	
環境土木						
定時制 (昼夜間)	男女	普通	普通			
			工業	工業技術		

別表第一 栃木県立鹿沼商工高等学校の項を次のように改める。

栃木県立鹿沼商工高等学校	鹿沼市花岡町180番地1	全日制	男女	工業	情報科学		
				商業	商業		
		定時制 (夜間)	男女	普通	普通		令和2年度から 募集停止
				商業	商業		

別表第一 栃木県立小山北桜高等学校の項を次のように改める。

栃木県立小山北桜高等学校	小山市大字東山田字西448番地29	全日制	男女	農業	園芸科学	令和2年度から 募集停止
					造園土木	
					食料環境	
				工業	建築システム	
				商業	総合ビジネス	
				家庭	生活文化	

別表第一 栃木県立栃木農業高等学校の項、栃木県立栃木工業高等学校の項、栃木県立学悠館高等学校の項及び栃木県立佐野松桜高等学校の項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同表栃木県立足利工業高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利工業高等学校	足利市西宮町2908番地1	全日制	男女	工業	機械		
					電気		令和2年度から 募集停止
					電気システム		
					産業デザイン		

				電子機械	令和2年度から募集停止
		定時制 （夜間）	男女	工業技術	

別表第一栃木県立真岡北陵高等学校の項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同表栃木県立那須清峰高等学校の項を次のように改める。

栃木県立那須清峰高等学校	那須塩原市下永田6丁目4番地	全日制	男女	工業	機械	令和2年度から募集停止
					電気	
					電子機械	
					機械制御	
					電気情報	
					建設工学	
					情報技術	令和2年度から募集停止
					商業	商業

別表第一栃木県立矢板高等学校の項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

（高校教育課）

栃木県教育委員会規則第五号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第14（第11条関係） 昇格時号給対応表	別表第14（第11条関係） 昇格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略
略				
74	<u>41</u>	略	略	略
75	<u>42</u>	略	略	略
76	<u>42</u>	略	略	略
77	<u>43</u>	略	略	略
78	<u>43</u>	略	略	略
79	<u>44</u>	略	略	略
80	<u>44</u>	略	略	略
81	<u>45</u>	略	略	略
82	<u>46</u>	略	略	
83	<u>47</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略
略				
59	<u>45</u>	略	略	略
略				
61	<u>46</u>	略	略	略
62	<u>46</u>	略	略	略
63	<u>47</u>	略	略	略

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略
略				
74	<u>42</u>	略	略	略
75	<u>43</u>	略	略	略
76	<u>44</u>	略	略	略
77	<u>45</u>	略	略	略
78	<u>45</u>	略	略	略
79	<u>46</u>	略	略	略
80	<u>46</u>	略	略	略
81	<u>47</u>	略	略	略
82	<u>47</u>	略	略	
83	<u>48</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略
略				
59	<u>46</u>	略	略	略
略				
61	<u>47</u>	略	略	略
62	<u>47</u>	略	略	略
63	<u>48</u>	略	略	略

64	<u>47</u>	略	略	略
65	<u>47</u>	略	略	略
66	<u>48</u>	略	略	略
67	<u>48</u>	略	略	略
68	<u>48</u>	略	略	略
69	<u>49</u>	略	略	略
70	<u>50</u>	略	略	略
71	<u>51</u>	略	略	略
略				
91	<u>61</u>	略	略	略
略				
93	<u>62</u>	略	略	略
94	<u>62</u>	略	略	略
95	<u>63</u>	略	略	略
96	<u>63</u>	略	略	略
97	<u>63</u>	略	略	略
98	<u>64</u>	略	略	
99	<u>64</u>	略	略	
100	<u>64</u>	略	略	
略				
104	<u>65</u>	略	略	
105	<u>65</u>	略	略	
106	<u>65</u>	略	略	
107	<u>65</u>	略	略	
略				

64	<u>48</u>	略	略	略
65	<u>49</u>	略	略	略
66	<u>49</u>	略	略	略
67	<u>50</u>	略	略	略
68	<u>50</u>	略	略	略
69	<u>51</u>	略	略	略
70	<u>51</u>	略	略	略
71	<u>52</u>	略	略	略
略				
91	<u>62</u>	略	略	略
略				
93	<u>63</u>	略	略	略
94	<u>63</u>	略	略	略
95	<u>64</u>	略	略	略
96	<u>64</u>	略	略	略
97	<u>65</u>	略	略	略
98	<u>65</u>	略	略	
99	<u>65</u>	略	略	
100	<u>65</u>	略	略	
略				
104	<u>66</u>	略	略	
105	<u>66</u>	略	略	
106	<u>66</u>	略	略	
107	<u>66</u>	略	略	
略				

111	<u>66</u>	略	略	
112	<u>66</u>	略	略	
113	<u>66</u>	略	略	
114	<u>66</u>	略	略	
略				
118	<u>67</u>	略	略	
119	<u>67</u>	略	略	
120	<u>67</u>	略	略	
121	<u>67</u>	略	略	
略				
125	<u>68</u>	略	略	
略				

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	2級から 1級への 降格	略	略	略
略				
41	<u>74</u>	略	略	略
42	<u>76</u>	略	略	略
43	<u>78</u>	略	略	略
44	<u>80</u>	略	略	略
45	<u>81</u>	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	

111	<u>67</u>	略	略	
112	<u>67</u>	略	略	
113	<u>67</u>	略	略	
114	<u>67</u>	略	略	
略				
118	<u>68</u>	略	略	
119	<u>68</u>	略	略	
120	<u>68</u>	略	略	
121	<u>68</u>	略	略	
略				
125	<u>69</u>	略	略	
略				

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	2級から 1級への 降格	略	略	略
略				
41	<u>73</u>	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略
43	<u>75</u>	略	略	略
44	<u>76</u>	略	略	略
45	<u>78</u>	略	略	略
46	<u>80</u>	略	略	

47	<u>83</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	2 級から 1 級への 降格	略	略	略
略				
45	<u>59</u>	略	略	略
46	<u>62</u>	略	略	
47	<u>65</u>	略	略	
48	<u>68</u>	略	略	
49	<u>69</u>	略	略	
50	<u>70</u>	略	略	
51	<u>71</u>	略	略	
略				
61	<u>91</u>	略	略	
62	<u>94</u>	略	略	
63	<u>97</u>	略	略	
64	<u>100</u>	略	略	
65	<u>107</u>	略	略	
66	<u>114</u>	略	略	
67	<u>121</u>	略	略	
68	<u>125</u>	略	略	
略				

47	<u>82</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	2 級から 1 級への 降格	略	略	略
略				
45	<u>58</u>	略	略	略
46	<u>60</u>	略	略	
47	<u>62</u>	略	略	
48	<u>64</u>	略	略	
49	<u>66</u>	略	略	
50	<u>68</u>	略	略	
51	<u>70</u>	略	略	
略				
61	<u>90</u>	略	略	
62	<u>92</u>	略	略	
63	<u>94</u>	略	略	
64	<u>96</u>	略	略	
65	<u>103</u>	略	略	
66	<u>110</u>	略	略	
67	<u>117</u>	略	略	
68	<u>124</u>	略	略	
略				

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県教育委員会規則第六号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																	
別表第2 調整基本額表 イ～ホ 略 へ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)		別表第2 調整基本額表 イ～ホ 略 へ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>9,180円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,200円</u>	2 級	<u>9,180円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,105円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>9,103円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,105円</u>	2 級	<u>9,103円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,911円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,200円</u>	2 級	<u>7,911円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,105円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,825円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,105円</u>	2 級	<u>7,825円</u>	略	
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,200円</u>																																		
2 級	<u>9,180円</u>																																		
略																																			
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,105円</u>																																		
2 級	<u>9,103円</u>																																		
略																																			
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,200円</u>																																		
2 級	<u>7,911円</u>																																		
略																																			
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,105円</u>																																		
2 級	<u>7,825円</u>																																		
略																																			
ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)		ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,911円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,200円</u>	2 級	<u>7,911円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,105円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,825円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,105円</u>	2 級	<u>7,825円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,911円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,200円</u>	2 級	<u>7,911円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,105円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,825円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,105円</u>	2 級	<u>7,825円</u>	略	
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,200円</u>																																		
2 級	<u>7,911円</u>																																		
略																																			
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,105円</u>																																		
2 級	<u>7,825円</u>																																		
略																																			
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,200円</u>																																		
2 級	<u>7,911円</u>																																		
略																																			
職務の級	調整基本額																																		
1 級	<u>7,105円</u>																																		
2 級	<u>7,825円</u>																																		
略																																			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(総務課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第六号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則(昭和三十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (平成二十八年改正条例附則第三条の規定が適用される間の読替え)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における第十条第一項の適用については、同項中「条例第十一条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第五十五号)附則第三条の規定により読み替えられた条例第十一条第一項」とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2(第6条関係) 調整基本額表 イ～ト 略 チ 特定業務任期付職員研究職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">6,786円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">8,802円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>リ・ヌ 略 ル 特定業務任期付職員医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">7,438円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	6,786円	2 級	8,802円	略		職務の級	調 整 基 本 額	1 級	7,438円	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (平成二十八年改正条例附則第三条の規定が適用される間の読替え)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第十条第一項の適用については、同項中「条例第十一条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第五十五号)附則第三条の規定により読み替えられた条例第十一条第一項」とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2(第6条関係) 調整基本額表 イ～ト 略 チ 特定業務任期付職員研究職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">6,696円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">8,730円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>リ・ヌ 略 ル 特定業務任期付職員医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">7,335円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	6,696円	2 級	8,730円	略		職務の級	調 整 基 本 額	1 級	7,335円
職務の級	調 整 基 本 額																								
1 級	6,786円																								
2 級	8,802円																								
略																									
職務の級	調 整 基 本 額																								
1 級	7,438円																								
職務の級	調 整 基 本 額																								
1 級	6,696円																								
2 級	8,730円																								
略																									
職務の級	調 整 基 本 額																								
1 級	7,335円																								

2 級	8,658円	2 級	8,572円
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則（附則第二項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第23（第16条関係） 昇格時号給対応表					別表第23（第16条関係） 昇格時号給対応表				
イ・ロ 略					イ・ロ 略				
ハ 研究職給料表昇格時号給対応表					ハ 研究職給料表昇格時号給対応表				
昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	略	略		2 級	3 級	略	略
略					略				
67	略	<u>25</u>	略	略	67	略	<u>26</u>	略	略
略					略				
69	略	<u>26</u>	略	略	69	略	<u>27</u>	略	略
70	略	<u>26</u>	略	略	70	略	<u>27</u>	略	略
71	略	<u>27</u>	略	略	71	略	<u>28</u>	略	略
72	略	<u>27</u>	略	略	72	略	<u>28</u>	略	略
73	略	<u>27</u>	略	略	73	略	<u>29</u>	略	略
74	略	<u>28</u>	略		74	略	<u>29</u>	略	
75	略	<u>28</u>	略		75	略	<u>30</u>	略	

76	略	<u>28</u>	略	
77	略	<u>29</u>	略	
78	<u>37</u>	<u>30</u>	略	
79	<u>38</u>	<u>31</u>	略	
80	<u>38</u>	略	略	
81	<u>39</u>	略	略	
82	<u>39</u>	略	略	
83	<u>40</u>	略	略	
84	<u>40</u>	略	略	
85	<u>41</u>	略	略	
86	<u>42</u>	略	略	
87	<u>43</u>	略	略	
略				
90	<u>45</u>	略		
91	<u>46</u>	略		
92	<u>46</u>	略		
93	<u>47</u>	略		
94	<u>47</u>	略		
95	<u>48</u>	略		
96	<u>48</u>	略		
97	<u>49</u>	略		
98	<u>50</u>	略		
99	<u>51</u>	略		
100	<u>52</u>	略		
101	<u>53</u>	略		

76	略	<u>30</u>	略	
77	略	<u>31</u>	略	
78	<u>38</u>	<u>31</u>	略	
79	<u>39</u>	<u>32</u>	略	
80	<u>40</u>	略	略	
81	<u>41</u>	略	略	
82	<u>41</u>	略	略	
83	<u>42</u>	略	略	
84	<u>42</u>	略	略	
85	<u>43</u>	略	略	
86	<u>43</u>	略	略	
87	<u>44</u>	略	略	
略				
90	<u>46</u>	略		
91	<u>47</u>	略		
92	<u>48</u>	略		
93	<u>49</u>	略		
94	<u>50</u>	略		
95	<u>51</u>	略		
96	<u>52</u>	略		
97	<u>53</u>	略		
98	<u>53</u>	略		
99	<u>54</u>	略		
100	<u>54</u>	略		
101	<u>55</u>	略		

102	<u>54</u>	略		
103	<u>55</u>	略		
略				
107	<u>57</u>	略		
略				
109	<u>58</u>	略		
110	<u>58</u>	略		
111	<u>59</u>	略		
112	<u>59</u>	略		
113	<u>59</u>	略		
114	<u>60</u>	略		
115	<u>60</u>	略		
116	<u>60</u>	略		
117	<u>61</u>	略		
118	<u>61</u>	略		
119	<u>62</u>	略		
120	<u>62</u>	略		
略				

ニ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	略	略	
略				
46	<u>25</u>	略	略	
47	<u>26</u>	略	略	
48	<u>26</u>	略	略	

102	<u>55</u>	略		
103	<u>56</u>	略		
略				
107	<u>58</u>	略		
略				
109	<u>59</u>	略		
110	<u>59</u>	略		
111	<u>60</u>	略		
112	<u>60</u>	略		
113	<u>61</u>	略		
114	<u>61</u>	略		
115	<u>61</u>	略		
116	<u>62</u>	略		
117	<u>62</u>	略		
118	<u>62</u>	略		
119	<u>63</u>	略		
120	<u>63</u>	略		
略				

ニ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	略	略	
略				
46	<u>26</u>	略	略	
47	<u>27</u>	略	略	
48	<u>28</u>	略	略	

49	<u>27</u>	略	略
50	<u>27</u>	略	略
略			
52	<u>28</u>	略	略
略			
56	<u>29</u>	略	略
略			
60	<u>30</u>	略	略
略			
64	<u>31</u>	略	略
略			

ホ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	略	略	略	略	略
略						
71	<u>41</u>	略	略	略	略	
略						
73	<u>42</u>	略	略	略	略	
74	<u>42</u>	略	略	略	略	
75	<u>43</u>	略	略	略	略	
76	<u>43</u>	略	略	略	略	
77	<u>43</u>	略	略	略	略	
78	<u>44</u>	略	略	略	略	
79	<u>44</u>	略	略	略	略	
80	<u>44</u>	略	略	略	略	

49	<u>28</u>	略	略
50	<u>28</u>	略	略
略			
52	<u>29</u>	略	略
略			
56	<u>30</u>	略	略
略			
60	<u>31</u>	略	略
略			
64	<u>32</u>	略	略
略			

ホ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	略	略	略	略	略
略						
71	<u>42</u>	略	略	略	略	
略						
73	<u>43</u>	略	略	略	略	
74	<u>43</u>	略	略	略	略	
75	<u>44</u>	略	略	略	略	
76	<u>44</u>	略	略	略	略	
77	<u>45</u>	略	略	略	略	
78	<u>45</u>	略	略	略	略	
79	<u>45</u>	略	略	略	略	
80	<u>46</u>	略	略	略	略	

81	<u>45</u>	略	略	略	略
82	<u>45</u>	略	略	略	略
83	<u>46</u>	略	略	略	略
84	<u>46</u>	略	略	略	略
略					

へ 略

別表第24 (第17条関係)

降格時号給対応表

イ 略

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	略	略	略	略	略	略
略								
7	<u>14</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
47	略	<u>59</u>	略	略	略	略	略	
48	略	<u>60</u>	略	略	略	略	略	
略								
51	略	<u>63</u>	略	略	略	略	略	
略								

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	略	略
略				
25	略	<u>67</u>	略	略

81	<u>46</u>	略	略	略	略
82	<u>46</u>	略	略	略	略
83	<u>47</u>	略	略	略	略
84	<u>47</u>	略	略	略	略
略					

へ 略

別表第24 (第17条関係)

降格時号給対応表

イ 略

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	略	略	略	略	略	略
略								
7	<u>13</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
47	略	<u>58</u>	略	略	略	略	略	
48	略	<u>59</u>	略	略	略	略	略	
略								
51	略	<u>62</u>	略	略	略	略	略	
略								

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	略	略
略				
25	略	<u>66</u>	略	略

26	略	<u>70</u>	略	略
27	略	<u>73</u>	略	略
28	略	<u>76</u>	略	略
29	略	<u>77</u>	略	略
30	略	<u>78</u>	略	略
31	略	<u>79</u>	略	略
略				
37	<u>78</u>	略	略	略
38	<u>80</u>	略	略	略
39	<u>82</u>	略	略	略
40	<u>84</u>	略	略	略
41	<u>85</u>	略	略	略
42	<u>86</u>	略	略	略
43	<u>87</u>	略	略	略
略				
45	<u>90</u>	略	略	略
46	<u>92</u>	略	略	略
47	<u>94</u>	略	略	略
48	<u>96</u>	略	略	略
49	<u>97</u>	略	略	略
50	<u>98</u>	略	略	略
51	<u>99</u>	略	略	略
52	<u>100</u>	略	略	略
53	<u>101</u>	略	略	略
54	<u>102</u>	略	略	略
55	<u>103</u>	略	略	略

26	略	<u>68</u>	略	略
27	略	<u>70</u>	略	略
28	略	<u>72</u>	略	略
29	略	<u>74</u>	略	略
30	略	<u>76</u>	略	略
31	略	<u>78</u>	略	略
略				
37	<u>77</u>	略	略	略
38	<u>78</u>	略	略	略
39	<u>79</u>	略	略	略
40	<u>80</u>	略	略	略
41	<u>82</u>	略	略	略
42	<u>84</u>	略	略	略
43	<u>86</u>	略	略	略
略				
45	<u>89</u>	略	略	略
46	<u>90</u>	略	略	略
47	<u>91</u>	略	略	略
48	<u>92</u>	略	略	略
49	<u>93</u>	略	略	略
50	<u>94</u>	略	略	略
51	<u>95</u>	略	略	略
52	<u>96</u>	略	略	略
53	<u>98</u>	略	略	略
54	<u>100</u>	略	略	略
55	<u>102</u>	略	略	略

略				
57	<u>107</u>	略	略	略
58	<u>110</u>	略	略	
59	<u>113</u>	略	略	
60	<u>116</u>	略	略	
61	<u>118</u>	略	略	
62	<u>120</u>	略	略	
略				

ニ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	略	略	
略				
25	<u>46</u>	略	略	
26	<u>48</u>	略	略	
27	<u>50</u>	略	略	
28	<u>52</u>	略	略	
29	<u>56</u>	略	略	
30	<u>60</u>	略	略	
31	<u>64</u>	略	略	
略				

ホ 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	略	略	略	略	略
略						

略				
57	<u>106</u>	略	略	略
58	<u>108</u>	略	略	
59	<u>110</u>	略	略	
60	<u>112</u>	略	略	
61	<u>115</u>	略	略	
62	<u>118</u>	略	略	
略				

ニ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	略	略	
略				
25	<u>45</u>	略	略	
26	<u>46</u>	略	略	
27	<u>47</u>	略	略	
28	<u>51</u>	略	略	
29	<u>55</u>	略	略	
30	<u>59</u>	略	略	
31	<u>63</u>	略	略	
略				

ホ 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	略	略	略	略	略
略						

41	<u>71</u>	略	略	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略	略	略
43	<u>77</u>	略	略	略	略	略
44	<u>80</u>	略	略	略	略	略
45	<u>82</u>	略	略	略	略	略
46	<u>84</u>	略	略	略	略	略
略						
〃 略						

41	<u>70</u>	略	略	略	略	略
42	<u>72</u>	略	略	略	略	略
43	<u>74</u>	略	略	略	略	略
44	<u>76</u>	略	略	略	略	略
45	<u>79</u>	略	略	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略	略	略
略						
〃 略						

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五</u>(条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。))にあつ</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五</u>(条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。))にあつ</p>

ては、百八の二(百三十五)
一 略

ては、百八の二(百三十五)
一 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤続手当の支給に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。
